

伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱

令和 年 月 日議長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊勢市議会基本条例（平成 29 年伊勢市条例第 32 号）第 6 条の規定に基づく政策立案及び政策提言の実施に関し、必要な事を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「政策立案」とは、市政における課題の解決を図るため、議会自らが政策を構想し、その実現のために必要な条例を提案し、又は決議等を行うこと。

2 この要綱において「政策提言」とは、市政における課題の解決を図るため、必要と思われる施策を、議会全体の政策として市長等に提案すること。

(政策課題の選定)

第 3 条 市政における政策課題は、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 109 条に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）において、議会報告会及び意見交換会等の広聴活動並びに請願、陳情及び要望等から選定する。

2 議会の議員（以下「議員」という。）は、3 人以上の賛成をもって政策課題を選考し、各派代表者会議に政策課題選定の適否の判断を委ねる。

(政策研究会の設置)

第 4 条 議長は、各派代表者会議で前条第 2 項の規定による政策課

題を選定したときは、その政策課題を調査・検討する組織として、政策研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

- 2 研究会の組織については、各派代表者会議で協議する。
- 3 研究会の委員の任期は、当該政策立案、政策提言の検証及び評価終了の日までとする。

（政策課題の素案の作成）

第5条 委員会又は研究会は、他市での実態調査及び市民、関係者からの意見聴取等十分な調査・検討を行い、政策立案及び政策提言の素案を作成するものとする。

- 2 予算を伴う政策立案及び政策提言にあつては、委員会又は研究会は、予め、市長等との事前調整に努めなければならない。

（政策立案及び政策提言の確立）

第6条 前項の政策立案及び政策提言の素案は、全員協議会で協議することとし、パブリックコメント及び公聴会等を実施のうえ、市民の意見を尊重しながら議会の議決をもって決定する。

- 2 前項の規定により決定された政策立案及び政策提言は、遅滞なく、条例制定等必要な手続き及び市長等への提言を行うものとする。

（検証及び評価）

第7条 委員会及び研究会は、政策立案及び政策提言の実効性、成果を確認するため、検証及び評価を行い、その結果を議会に報告しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めのない事項については、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

伊勢市議会 政策立案・政策提言フロー

